

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

#### 鴨川市規則第19号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(鴨川市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部改正)

第1条 鴨川市職員の定年に係る勤務延長に関する規則(平成17年鴨川市規則第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市職員の定年等に関する規則

第1条中「第4条第5項」を削り、「勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)の実施」を「職員の定年等」に、「手続」を「事項」に改める。

第2条の見出しを「(勤務延長に係る職員の同意)」に改める。

第3条の見出しを「(勤務延長に係る辞令の交付)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第5号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第3条第1号中「勤務延長」の次に「(条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 勤務延長職員(条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員をいう。以下同じ。)を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

第4条中「勤務延長の実施」を「職員の定年等」に、「手続」を「事項」に改め、同条を第22条とし、第3条の次に次の18条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第4条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)が延長された管理監督職(条例第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第5条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるも

のとする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第6条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、延長された当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、期日を定めて延長された当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

(異動期間の延長等に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。

(1) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

(2) 第6条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

(定年前再任用の原則)

第9条 条例第12条又は第13条第1項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 条例第12条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者の同意)

第10条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(条例第12条又は第13条第1項に規定する規則で定める情報)

第11条 条例第12条及び第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第12条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合

(令和4年改正条例附則第2条第1項の規定による勤務等についての準用)

第13条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年鴨川市条例第17号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務については、第2条及び第3条の規定を準用する。

（令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する規則で定める職）

第14条 令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧条例定年（令和4年改正条例附則第3条第1項に規定する旧条例定年をいう。以下同じ。）に準じた年齢）を超える職（その定年が条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（勤務延長職員又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは令和4年改正条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員が占める職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職を除く。）

（令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する規則で定める職員）

第15条 令和4年改正条例附則第2条第2項に規定する規則で定める職員は、前条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧条例定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用についての準用）

第16条 暫定再任用（令和4年改正条例附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）については、第9条の規定を準用する。

（令和4年改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項に規定する規則で定める情報）

第17条 令和4年改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項に規定する規則で定める情報については、第11条の規定を準用する。

（暫定再任用に係る辞令の交付）

第18条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合  
（令和4年改正条例附則第10条に規定する規則で定める短時間勤務の職）

第 19 条 令和 4 年改正条例附則第 10 条に規定する規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和 4 年改正条例附則第 5 条第 2 項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）（その新条例定年相当年齢が条例第 3 条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

（令和 4 年改正条例附則第 10 条に規定する規則で定める者）

第 20 条 令和 4 年改正条例附則第 10 条に規定する規則で定める者は、前条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

（令和 4 年改正条例附則第 10 条に規定する規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）

第 21 条 令和 4 年改正条例附則第 10 条に規定する規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第 19 条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

（鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条第 1 項各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「その」を「当該」に改め、同項第 3 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 29 条第 8 項中「再任用後の勤務」を「鴨川市職員の定年等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 29 号）第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定による採用後の勤務（以下「定年前再任用後の勤務」という。）」に、「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用後」を「定年前再任用後」に改める。

第 30 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

（鴨川市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第 3 条 鴨川市職員の育児休業等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 4 号ア（イ）」を「第 2 条第 5 号ア（イ）」に改める。

（鴨川市職員の給与等の支給に関する規則の一部改正）

第 4 条 鴨川市職員の給与等の支給に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 32 号）の一部

を次のように改正する。

第3条の2第1号を削り、同条第2号中「任期付職員条例」を「鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年鴨川市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「短時間勤務職員のうち、」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員 給与条例第4条の2第1項

(4) 任期付職員条例第4条の規定により採用された職員 給与条例第4条の2第3項

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の特例）

5 育児休業条例附則第3項の規定により読み替えられた給与条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（鴨川市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正）

第5条 鴨川市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 鴨川市管理職手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項）を「定年前再任用短時間勤務職員（鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項）」に改め、「（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に）」を「に、」に改め、「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ」及び「とする。）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に関する支給額の特例）

2 給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第7条 鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第43号）（平成17年鴨川市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「給与条例第4条の2第3項に規定する短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）」に改める。

第24条第1号中「再任用職員（給与条例第4条の2第1項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（鴨川市職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部改正）

第8条 次に掲げる規則の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 鴨川市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成26年鴨川市規則第4号）第1条
- (2) 鴨川市職員の時間外勤務手当等の勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則（平成27年鴨川市規則第5号）第2条
- (3) 鴨川市給料の調整額に関する規則（令和3年鴨川市規則第12号）第2条第2項（鴨川市職員の再任用に関する条例施行規則の廃止）

第9条 鴨川市職員の再任用に関する条例施行規則（平成17年鴨川市規則第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和4年改正条例 鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年鴨川市条例第17号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

（鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第2条の規定による改正後の鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項において「新規則」という。）第29条第8項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新規則第17条、第18条第1項及び第4項並びに第18条の2の規定を適用する。

（鴨川市職員の給与等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 令和4年改正条例附則第13条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短

時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第13条第3項

(2) 育児短時間勤務職員等（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第13条第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第13条第1項

（鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、第6条の規定による改正後の鴨川市管理職手当の支給に関する規則（次項及び第3項において「新規則」という。）第2条第2項の規定は、適用しない。

2 暫定再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の職の区分に応じ、新規則別表第2の管理職手当の額の欄に定める額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新規則第2条第3項の規定を適用する。

（鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第7条の規定による改正後の鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定を適用する。